

令和元年度第2回全国健康保険協会長野支部評議会

◇日 時：令和元年10月24日（木）10：00～

◇場 所：全国健康保険協会長野支部 会議室

◇出席評議員：金澤評議員、沓掛評議員、更級評議員、戸井田評議員、長瀬評議員、山崎評議員、油井評議員（五十音順）

◇議 事

- （1）令和元年度上期 長野支部事業進捗状況
- （2）平成30年度決算を足元とした収支見通しと令和2年度保険料率について
- （3）令和2年度 長野支部保険者機能強化予算について
- （4）令和元年度 健康保険委員表彰について

1. 開会

2. 支部長挨拶

○清水支部長

皆様おはようございます。本日はお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

今月12日に県内を襲いました台風19号は、東北信を中心に大きな爪跡を残しました。評議員の皆様やご関係の方々の中にも、被害に遭われた方がいらっしゃいます。被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

協会けんぽといたしましては、被災された加入者の皆様が保険証を紛失なされた場合は速やかに再交付するとか、保険証を提示できない場合でも医療機関の窓口で申し出れば保険診療で受診できることをしっかりご案内して、被害に遭われた方が必要な医療を速やかに受けられるよう取り組んでおります。また、保険給付費等の支払いにつきましても極力速やかに審査を行い、被害が原因で請求なされた方への支払いをしっかり取り組んでまいります。私たちができる対応を確実にしながら、被災された方々が一日も早く通常の生活ができることを心からお祈りしたいと思います。

先日、厚生労働省から平成29年度国民医療費の概況が発表されました。平成29年度の国民医療費は43兆710億円、前年度に比べ2.2%増ということで、医療費が着実に増えていることが改めて示された格好となっております。協会けんぽといたしましては、公的医療保険の維持をとにかく第一に考えていくという

立場で引き続き事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の評議会ですが、主に来年度の保険料率決定に対する考え方の取りまとめにあたりまして、皆様にご説明の上ご意見を賜りたいと思っております。また、来年度の長野支部としての保険者機能強化のための事業計画についてお諮りいたしまして、事業の考え方や運営上の施策について評議員の皆様方からこれまで以上にアイデアやご意見を頂戴できればと考えておりますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

本日もよろしく願いいたします。

3. 議事

(1) 令和元年度上期 長野支部事業進捗状況

【資料1】により、基盤的保険者機能関係を千葉業務部長から、戦略的保険者機能関係、組織体制関係を、令和元年度KPI進捗状況を中井企画総務部長から説明

○金澤評議員

資料1の4ページ、基盤的保険者機能関係の項目10「被扶養者資格の再確認の徹底」についてお聞きします。今まさに会社の方に確認書類が届いているところですが、今年度は例年より3カ月遅れて実施したとのことですが、3カ月遅くした理由というのは何かあるのでしょうか。

○千葉業務部長

今年度は、確認の対象となる被扶養者が増えることから、事業所の皆様の負担が少しでも軽減されるよう、事業所で実施する年末調整の時期に合わせて実施したためです。昨年度は18歳未満の被扶養者の方は確認対象外としていましたが、本年度は健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況を確認するために18歳未満の被扶養者の方も含めて確認していただく必要があることから、確認対象被扶養者が増えています。

○金澤評議員

まさに年末調整の関係があるため「なぜこの時期に」という声も社内で上がったものですから…。来年度以降もこのタイミングで実施されるのでしょうか。

○清水支部長

来年度の実施時期については未定です。

○金澤評議員

昨年度までの実施時期ですと、算定が終わってひと息ついたころにまた被扶養者再確認の書類が来て、という感じでした。特にこの時期という希望があるわけではないのですが、早めに実施時期を知らせてもらえると助かります。

○更級評議員

重点事業の実施状況を説明いただき、目標を達成できている事業とできていない事業があるということを確認いたしました。目標が達成できていない事業につきましては、引き続き達成を目指して取り組んでいただきたいと思います。

また、商工会議所としましても、現在、健康経営に関する取り組みをいろいろと行っているところです。協会けんぽとも一緒にセミナーを開催しておりますので、引き続きそういった部分で協力できればと思っております。

○戸井田評議員

資料1の5ページ、戦略的保険者機能の3. 健診の受診勧奨対策として、健診機関に対して人間ドック併用依頼の訪問を行ったとあります。生活習慣病予防健診と人間ドックの併用はニーズもありますので、ぜひ健診機関への依頼をさらに進めていただくようお願いします。

○沓掛評議員

協会けんぽから届くいろいろな案内や広報の関係が充実してきていると感じております。社内でも、今まで広報物を気に留めていなかった従業員が、だいぶ目を通してくれるようになったと思います。

先日の健康診断の後も、健診結果で治療や再検査が必要な者は速やかに再受診を済ませていたため、今年は受診勧奨の電話を受けた社員はおりませんでした。一人ひとりの意識が向上してきていると感じます。

○山崎評議員

被扶養者資格の再確認業務に関係してお聞きします。夫婦が離婚した場合に、専業主婦だった母親が親権者として子どもを引き取ったが、父親が支払う養育費で生計を立てているケースがあります。日常的な子どもの面倒は同居している母親が見ることになるわけですが、その場合に健康保険は父親の扶養に入れ

たままてよいのか、それとも扶養から外すべきなのか、どんな扱いになるのでしょうか。

○千葉業務部長

健康保険法上の扶養関係は、被保険者による生計の維持という実態があるかどうかで判断します。親子の同居や親権の有無は要件ではありませんので、ご質問のケースの場合、子を扶養から外す必要はありません。

被扶養者資格の再確認を行う際は、事業主様に毎月の養育費支払いの事実などを調査していただき、生計維持関係が有るか無いかの確認をお願いすることになります。

○油井評議員

災害の関係ですが、台風19号で被災された方の一部負担金の免除が認められることになりました。国保では、保険料の免除につきましても、昨年西日本豪雨災害の時と同様に、今後免除を実施するよう国へ要望しています。長野県民の大半が加入する国保と協会けんぽが連携して、被災者への対応を行っていただければと思います。

また、災害対応だけではなく、例えば特定健診受診率向上のためには、県民の多くの方々に「受診しなければ」という意識を持っていただくことが大事だと思いますので、国保は国保、協会けんぽは協会けんぽ、と別々に行うだけではなくて、両者が連携して長野県を盛り上げていくことが大切なのかなと感じております。そのような観点で国保も進めていきたいと思っております。特定健診の実施を市町村に委託するとか、連携して行うことができる場面はいろいろあると思います。

○長瀬議長

資料1、10ページの3にあります「医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ」というところですが、協会けんぽは医療に関する豊富な生のデータをお持ちです。今後どのように地域に根ざした働きかけをしていこうとお考えでしょうか。もし今、長野支部として特にこういう点に力を入れていきたいというようなことが何かありましたら、教えていただきたいと思います。

○中井企画総務部長

今のところ、市町村別や業態別の医療費、健診結果動向の分析にとどまっているのが現状です。ただいまご指摘いただきました、地域に根差した働きかけ

という視点から、さらに分析を進めてまいります。

○長瀬議長

医療提供体制への働きかけにおいても、協会けんぽが先駆的な役割を果たしてくださることを期待しています。

(2) 平成30年度決算を足元とした収支見通しと令和2年度保険料率について

【資料2】により中井企画総務部長から説明

○長瀬議長

まず、保険料率に関する論点をもう一度整理した上で、皆様の意見を伺っていきたいと思います。

議論の中心になるのは、平均保険料率を決定するにあたり中長期的な視点で考えるかどうかというところです。これまでの議論の中では、単年度で収支が安定して準備金残高が増えているのであれば、保険料率を下げたらどうかという意見もありました。しかし全体的には、長期的に見ればいずれは収支がマイナスになることも予想される以上、10%を維持した方が事業主にとっても働いている方にとっても、安定した財政運営の観点から望ましいだろうという意見が多いという状況です。一方で、保険者機能をどのように発揮して医療費削減に向け努力し、成果を出していくかが課題となりますが、そういった観点も含め、保険料率をどうしていくかということが論点の一つ目です。

二つ目の論点は、激変緩和措置の解消とインセンティブ制度をどのように理解するのかということです。インセンティブ制度の保険料率への影響は、料率全体の割合から見ると本当に小さなところです。ただ、激変緩和措置が終了した後の努力目標のような意味合いもありますので、そういう面では重要なところではあります。

三つ目はより実務的な論点になりますが、保険料率をいつの時期から変更するのかということです。毎年度と同じ時期の変更で良いか否かという視点で皆様からご意見をいただくことにはなりますが、時期を変える必要性は多分ないのではないかと予測されると思います。

○金澤評議員

平均保険料率については、やはり中長期的な視点で考えていくのが妥当では

ないかと思っております。

インセンティブ制度に関しては、わずかな率ではあっても日々私たちが努力していることが少しでも反映され、保険料率全体の軽減につながるのであれば、取り組みを通じて貢献できればいいなと考えております。

変更時期については4月でいいと思います。

○更級評議員

平均保険料率については、消費税が上がり景気の先行きがどうしても不透明なところもありまして、事業主にしても従業員にしても、所得が上がるという期待をなかなか持ちづらくなっていると思います。その一方で、医療費がどんどん上がる傾向は目に見えていますので、やはり長期的な視点で考えていくというのが一番ではないかと思えます。

そのような中で、影響はわずかな部分であってもインセンティブ制度を活用し、皆で協力して取り組んでいく姿勢が大事になってくるように思います。

変更の時期としては、やはり4月というのが、事務を行っている方にとっても一番いいのではないかと思えます。

○戸井田評議員

平均保険料率の考え方については、これでいいと思います。

変更時期についても、やはり4月というのが一番わかりやすいし、今までどおり行うのが望ましいのではないかと思えます。

一つ質問ですが、令和元年度の都道府県単位保険料率を最高の佐賀支部と最低の新潟支部とで比べたときに、例えば平均的な標準報酬月額28万円の人が年間で負担する保険料額に、両支部でいくら位の差が生じるのでしょうか。

○清水支部長

賞与を含めた平均的な総報酬額を仮に400万円といたしますと、佐賀支部の保険料率10.75%と新潟支部の保険料率9.63%との差、1.12%を400万円にかけた金額が保険料額の差額となり、計算すると44,800円です。本人負担分はその半分ですので、年間で負担する保険料額は佐賀支部の方が22,400円多いことになります。

○沓掛評議員

私も平均保険料率の考え方や変更時期に異論はありません。会社の決算時期とは少しずれますが、今までも4月からということですので全く構いません。

それよりも気になるのは、やはり今、事業所は大変厳しい状況で、従業員の賃金の上昇はなかなか見込めない状況が続いております。そのような状況を踏まえた上で、これからの若い世代が事業を担っていく時代が来ておりますので、これからの会社を担う世代のためにも、今後に備えた取り組みをインセンティブ制度などを通じて皆で進めていくことが大変重要だと実感しております。

○山崎評議員

今説明をお聞きする限り、特段今回何かを大きく変えるという必要はないように思います。もちろん激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入という新しい論点がありますが、全体として何か変更しなければならない特別な事情はないと思いますので、ご提案いただいている内容でいいのではないかと考えます。

○油井評議員

意見といたしまして、インセンティブ制度の各評価指標の得点への反映の仕方に違和感があります。例えば、速報値で1位の佐賀支部は、要治療者の医療機関受診率が高かったことが全体の順位に大きく影響したと考えられますが、最も医療費が高く、取り組むべき課題や改善する余地が多い支部でこの指標の数値が高くなるのは、ある意味当然だという気もいたします。一方で、新潟支部など特定健診受診率の得点が高い支部がいくつかありますが、この点についてはもっと大きく得点に反映されてもよいのではないかという感じもしております。制度のつくりとして精緻さを欠いている部分がないかどうか、引き続き協会けんぽ全体で検証し議論を重ね、納得できる制度にさせていただければありがたいと思います。

○長瀬議長

インセンティブ制度の評価指標の項目や得点への反映の仕方につきましては、最初に制度の提案がされたときから評議会でも議論をしてみいました。結果的に医療費の高いところが努力してポイントが高くなるだけで、うまく機能しないのではないかという意見もありました。しかし、そうは言っても努力しないよりはいいのではないか。少し大きな目で見ても、全体として医療費適正化につながるならばいいのではないかと、私としては理解をしたところです。

○油井評議員

令和2年3月31日で激変緩和措置が終了するとのことですが、これまでの経緯

等も含め、激変緩和措置についてもう一度ご説明いただけますでしょうか。

○中井企画総務部長

もともとの経緯を申し上げますと、平成18年法改正で平成20年10月1日からの政府管掌健康保険の公法人化が定められ、それまでの全国一律の保険料率から都道府県単位保険料率に移行することとなりました。その際、都道府県単位保険料率のうち、従前の政府管掌健康保険の一般保険料率との差が政令で定める基準を上回るものがある場合は、5年間に限り激変緩和措置を講じることが法律で定められました。

その後、平成21年に、前年のリーマンショックに端を発する経済情勢悪化が深刻化したことを受けて、平成22年法改正で平成24年度までの4年間、毎事業年度における協会の財政の均衡に係る特例が設けられ、合わせて激変緩和措置の期限が平成30年3月31日まで延長されることが定められました。

平成25年法改正では、平成24年度までとされていた協会への財政特例措置が2年間延長されたことに伴い、激変緩和措置の期限も2年間延長し、平成32年3月31日までと定められました。

そして、平成27年5月の医療保険制度改革に伴う法改正により、激変緩和措置の期限は法律上、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けて平成28年3月の政令で「期限は平成32年3月31日」と定められました。

このような経緯の中、激変緩和率を段階的に引き上げ、平成32年3月31日の期限に向け計画的に解消を進めてきました。したがって、予定通りにいけば令和2年3月31日で激変緩和措置は終了となるわけですが、都道府県単位保険料率が高い支部の中には激変緩和措置を続けてもらいたいという意見もありまして、さらに延長するとすれば政令改正が必要になってくるため、毎年度、皆様にご意見をお伺いしてまいったというところです。

○長瀬議長

今は準備金残高がある程度積み上がっている状況ですが、このまま平均保険料率を10%で維持したとして、令和何年頃まで法定準備金を確保できるのか、見込みをお示しいただければと思います。

○中井企画総務部長

賃金上昇率0.6%として今後10年間を見通した場合、令和11年度の準備金残高は法定準備金の2.6か月分になる見込みです。

○長瀬議長

ということは、今後賃金が上昇していかない限り、12、3年後には法定準備金の1か月分を下回る可能性はあるということですね。10年先ぐらいには平均保険料率を上げざるを得ないような事態があるかもしれないということですか。

○清水支部長

その可能性はあると思います。健康保険料として加入者の皆様にご負担いただくのか、あるいは広く税金として国庫補助を投入するのかといった議論は、10年後ぐらいにはせざるを得ないのではないかと予想されます。

○長瀬議長

それは国保も同じでしょうか。

○油井評議員

国保は本当に上がる一方で、協会けんぽの方がまだ緩やかな感じはします。

(3) 令和2年度 長野支部保険者機能強化予算について

【資料3】により中井企画総務部長から説明

○長瀬議長

資料3の5ページに、保険者機能強化予算で実施する事業について、事前に評議員の皆様からいただいた意見が一覧になっています。この一覧になくても、例えば今日提案した意見が予算に反映される余地はあるのでしょうか。

○中井企画総務部長

もちろんございます。ただ今ご説明いたしました予算の計画に、本日に限りませんが皆様から頂戴するご意見を盛り込んで、これからつくり上げてまいりたいと考えております。

○金澤評議員

私もいろいろと意見を提案させていただきましたが、やはり効率的な予算の使い方をしていくのが望ましいと思っております。

当社では先日、協会けんぽの乳がんセミナーを受講したのですが、セミナーの中で、乳がん検診の受診率が全国は20%であるのに対し、長野県は5%しかないというお話を聞きました。そういう知識はなかったなと改めて感じました。ですから、例えば健診の受診率向上などにおいては、健康保険委員のコミュニティを通じて情報を口コミで広めていくという方法も有効ではないかと考えておりました。私も健康保険委員としてそのような活動も積極的に行っていければと思います。お金をかけずに効果的な広報をする方法を考えるのも大切なのではないのでしょうか。

○更級評議員

協会けんぽの職員も、業務が多忙な中で新しい事業を行っていくのは大変だろうと思います。一層の業務の効率化が必要になると思いますので、新規事業の推進と同時に、継続事業の見直しも行いながら効率的に進めてもらうのではないかと思います。

意見としても上げたのですが、アプリを使ったウォーキングラリーのように、ツールを活用して身近で取り組みやすい事業を実施するのはいいアイデアだと思います。今後も継続していただければと思います。

また、若い世代にはSNSを利用した広報も効果的ではないのでしょうか。

○戸井田評議員

私が提出した意見も反映していただいています。基本的にはこの方向で進めていただければと思います。

SNSを使った広報というのは、テレビなど既存のメディアと比べると費用は相当安いとも聞きますが、果たして実際にどのぐらい影響があるかというところを測りにくい部分もあります。活用する際は、費用対効果もあわせて検討していただけたらと思います。

○沓掛評議員

SNSを利用していますと、意識していなくても何かの広告がぱっと目に飛び込んでくる場合があります。健康保険に関心がない人でも何かの機会にふと目にする媒体を使って広報するというのは、一つの方法ではないかと思います。

医療費適正化対策事業の一つに「県内大学での啓発セミナーの開催」とありますが、以前私の事業所でも、大学生と一緒にイベントを何度か開催した経験があります。イベントの計画や集客といった準備も含め、学生が自分たちでアイデアを出しながら工夫して行っていました。1回のイベントで200名を集めま

したし、その後も学生だけの集まりを計画したりもしています。どうやったらできるのか、本当によく考えている学生が大勢いると感じます。

これから社会保障の担い手となる大学生に医療保険制度について知ってもらうのと同時に、健康保険に対するアイデアや興味を持っている学生もきっといると思いますので、そういう学生の力を借りるというのもすごくいいことだと思います。一緒に取り組む視点も持って実施してみてもどうでしょうか。

○山崎評議員

私自身がそうなのですが、年に1回病院に行くか行かないかという人は、普段保険証は持っていてもお薬手帳は家に置いたままということが多いと思います。例えば、病院で処方箋をもらってそのまま薬局に行き、お薬手帳を持っていないのでまた新しく作ってもらう、といったこともあります。

保険証と一体で持ち歩くことができるお薬手帳カバーを使ってお薬手帳を常時携帯するようになれば、お薬手帳の使用も広がっていくのではないかと自分の経験から思いました。

○油井評議員

糖尿病性腎症重症化予防に国保や後期高齢者医療でも取り組んでいます。国保加入者の内、40%以上が65歳から74歳の方で、多くは退職後に被用者保険から移行してくるという状況だと思います。現役のときに少しずつ数値に悪い兆候が出始めて、退職して国保に入ったあたりで重症化し、75歳以上の後期高齢者になって人工透析になるというようなパターンが多いと言われます。

そこで今、市町村国保の保健師が現役世代の方を対象に説明や健康相談を行う事業が実施できないかと考えています。まだ検討段階ですが、実施できる体制が整いましたら、ぜひ協会けんぽにも事業所へのお声掛けなど、協力をお願いできればと思っております。

○長瀬議長

退職後の健康保険や健康管理の説明は、事業所が行っているのですか。

○清水支部長

基本的に事業所で行っているのが現状です。

○長瀬議長

資料3の4ページに上期K P Iが13項目ありますが、この中で医療費の削減に

最も直接的に効果がある項目はどれでしょうか。

○清水支部長

医療費に直接結びつく項目は3番のジェネリック医薬品使用割合です。11～13番の返納金や保険証の回収率も保険財政に影響しますが、金額の大きさから申しましても、やはりジェネリック医薬品使用割合が最も直接的に医療費削減に効果がある項目になります。

○長瀬議長

そういたしますと、予算の使い方としては、ジェネリック医薬品使用割合の向上につながる広報やセミナー等の事業により多くの費用をかけるのが、費用対効果の点から望ましいのではないのでしょうか。予算を修正する余地がまだあるようでしたら考慮していただければと思います。また、おそらく継続的な取り組みが必要でしょうから、ぜひそういった観点からもご検討ください。

(4) 令和元年度 健康保険委員表彰について

【資料4】により中井企画総務部長から説明。特段の意見なし。

4. その他

○清水支部長

今月11日に、関東甲信越ブロック10支部の評議員の皆様にお集まりいただき意見交換を行うブロック評議会に出席してまいりましたのでご報告いたします。長野支部からは戸井田評議員にご出席いただきました。戸井田評議員、ありがとうございました。

始めに協会けんぽ本部総務担当理事の高橋から、協会けんぽ発足から11年間の経緯や、現状と課題、今後の展望につきまして1時間ほどご説明いたしました。その後、各支部から、本日の議題にもございました保険者機能強化予算による事業につきまして、各支部の今年度の取り組みと、課題を踏まえた来年度の計画を報告し、意見交換をさせていただいたところです。

長野支部からは、本日ご説明した保険者機能強化事業について報告いたしました。他の支部で特徴的だったのは、被扶養者のがん検診を各市町村と一緒に

実施したところ被扶養者の特定健診受診率が大幅に上がったという報告がありました。それから、本日も議論になりました広報に関する事業について報告が多くございまして、SNSやテレビ等マスコミの媒体を使った広報の計画や実績の報告がありました。

一つの支部の中だけで考えておりますと、どうしてもアイデアが限られがちになってまいりますので、それぞれの支部の取り組みをヒアリングする中で自支部に取り入れられるものがないか情報収集するという意味で、意義のある場であったと考えております。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

5. 閉会

○長瀬議長

最後に、議事録の確認者を決めさせていただきます。学識経験者を代表して長瀬が、事業主を代表いたしましては沓掛評議員、被保険者を代表いたしまして戸井田評議員をお願いしたいと思います。後日、事務局より議事録が送られてまいりますので確認をお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第2回評議会を終了いたします。ありがとうございました。